

# 白子町津波避難計画

平成26年9月 作成

令和5年4月 改訂

# 目次

- 第1章 総則
  - 1 目的
  - 2 計画の修正
  - 3 用語の意味
  
- 第2章 避難計画
  - 1 避難対象地域
  - 2 津波避難場所・避難目標地点
  - 3 津波避難ビル等
  - 4 避難路・避難経路
  
- 第3章 初動体制
  - 1 職員の配備体制
  - 2 津波情報等の収集・伝達
  - 3 活動可能時間
  
- 第4章 避難勧告・指示の発令
  - 1 発令基準
  - 2 発令の時期及び手順
  - 3 伝達方法
  - 4 避難指示等の解除基準
  
- 第5章 津波に対する教育・啓発及び訓練の実施
  
- 第6章 津波避難訓練の実施

# 第1章 総則

## 1 目的

この計画は、津波が発生した場合にその発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画である。

## 2 計画の修正

この計画は、適宜、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

## 3 用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

### (1) 津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。過去の津波の浸水地域や千葉県が平成30年度に想定した津波浸水想定図に基づき定めるものとする。

### (2) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、白子町が指定するものをいう。

### (3) 避難路

避難するための経路で、町が指定する主要道路等をいう。

### (4) 避難経路

避難する場合の経路で、住民等が設定するものをいう。

### (5) 避難目標地点

津波の危険から避難し、生命及び身体の安全を確保するため、避難対象地域の外に設定する避難の目標地点をいう。

### (6) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に指定するものをいう。

### (7) 津波避難ビル

浸水想定区域内において、避難者や逃げ遅れた避難者が、一時もしくは緊急に避難する町で指定した施設をいう。

## 第2章 避難計画

避難対象地域、避難路・避難経路、避難場所・避難目標地点、津波避難ビル等は下表のとおりとする。

また、千葉県が平成30年度に想定した津波浸水想定区域をもとに計画するものとする。

- ・津波想定高さ・・・12.1m
- ・到達予測時間・・・地震発生から37分

避難対象地域名		避難目標地点	避難路・経路	避難場所	津波避難ビル (海岸地区のみ)
浜宿	東 西	県道138号茂原・白子線	町道106号線	南白亀小学校、 なばき防災の丘 (海岸地区のみ)	
牛込	東 中 西 新田	県道138号茂原・白子線	町道103号線、 1185号線、110号線、 203号線、 202号線、1186号線、 1182号線、 2027号線		
剃金	東 西				
古所	北川岸 中川岸 南川岸 西	県道138号茂原・白子線	県道31号茂原・白子線	白潟小学校、 白子中学校、 しらかた防災の丘 (海岸地区のみ)	青松庭白砂 サライズポイント白子 パノラマビュー白子 松涛苑
五井	西 東	町道108号線	町道102号線		
八斗	東 西				
中里	西				

避難対象地域名		避難目標地点	避難路・経路	避難場所	津波避難ビル (海岸地区のみ)
驚	東 西	町道 108 号線	町道 101 号線	白潟小学校、 白子中学校	ニューオーツカ 東天光 サニーインむいかい アネックスサンシャイン かねご海都丸 カアパリ ホテルサンシャイン白子 白子サンライズ <sup>®</sup> オーツカ 白子ニューシーサイト <sup>®</sup> ホテル 白子ホイトパレス ニュー山中荘 ファミリーかたおか ニューカネイ ホテル城之内荘 潮の香の湯宿浜紫 ホテル東海荘 リゾートインまさや 旅館竹ノ家
中里	東 中 西				
幸治	東 西				
日当	北 南	県道 138 号茂 原・白子線	1185 線、1186 号線、1182 号 線、2027 号線	関小学校	
関	北 東				
	南	町道 108 号線	町道 102 号線		
北高根	西 東				

## 第3章 初動体制

津波警報及び注意報等が発表された場合の職員等の配備体制等については、「白子町地域防災計画」及び「白子町地域防災計画運用マニュアル」に定める、以下によるものとする。

### 1 配備体制

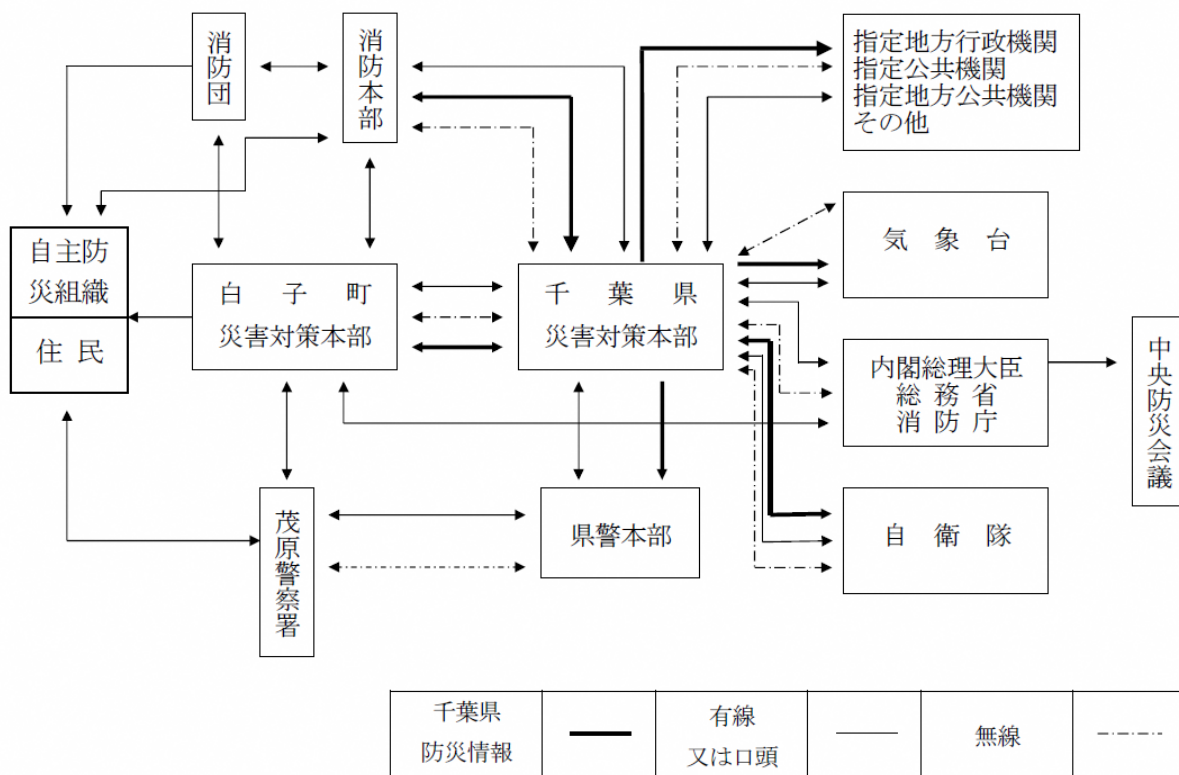
区分	配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課
災害対策本部 設置前	情報収集体制	気象庁が震度4又は津波注意報を発表	災害関係課の職員で情報連絡活動を円滑に行える体制とする。	総務課 建設課
	災害警戒体制	気象庁が震度5弱又は津波警報を発表	情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。	情報収集体制に加え 副町長 環境課 産業課 ガス事業所 自衛消防隊
災害対策本部 設置後	災害対策本部 第1配備	気象庁が震度5強又は大津波警報を発表	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。	対策本部を構成する全ての町の機関
	災害対策本部 第2配備	気象庁が震度6弱を発表	災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制とする。	同上
	災害対策本部 第3配備	気象庁が震度6強以上を発表	町の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。	同上

## 2 津波情報の収集・伝達

地震発生後の津波監視は、現地で監視を行う職員の安全を十分に確保した体制で実施するものとし、気象庁の発表する情報を迅速に把握し住民等に伝達する。

### (1) 通信連絡系統図

津波情報等の情報伝達の流れは次のとおりである。



## 3 活動可能時間

避難誘導等の災害対応を実施するにあたり、自らの命を守ることが最も基本であり、津波の到達予想時間を基にした活動可能時間を把握する必要がある。なお、活動可能時間の終了を迎えたときは、活動途中でも退避を開始し、津波到達予想時間までに安全を確保する。

$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$

- ① 活動場所までの出動時間
- ② 活動場所から避難場所への退避時間
- ③ 安全時間（想定外の事案発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間）
- ④ 津波到達予想時刻までの時間

## 第4章 避難指示等の発令

### 1 発令基準

○避難指示等の発令基準は以下のとおりとする。

種別	基準	対象区域等
避難指示	津波注意報が発表されたとき。	海岸堤防等より海側の地域
	津波警報が発表されたとき。	海岸堤防等が無い又は海岸堤防が低い ため、高さ3mの津波によって浸水が 想定される地域
	大津波警報が発表されたとき。	白子町津波ハザードマップで浸水する 地域 (沿岸の水深1m地点で平均海面から 10mの津波高を想定)
	震度4程度以上の強い揺れ	白子町津波ハザードマップで浸水する 地域 ※停電、通信途絶などにより津波警報等 を適時に受けることができない状況にお いて対象となる
	揺れは弱い が1分以上の長い揺れ	

※遠地地震による津波発生時は、発表される警報、注意報に応じて上記に準じて対応するものとする。

#### <警報、注意報の分類>

	予想される高さ	発表される高さ	
		数値	定性的表現
大津波警報	10m ~	10m超	巨大
	5m ~ 10m	10m	
	3m ~ 5m	5m	
津波警報	1m ~ 3m	3m	高い
津波注意報	20cm ~ 1m	1m	表記なし



## 2 発令の時期及び手順

避難指示の発令は、町長が基準に該当する事態を認知したのちに直ちに行う。町長が不在の場合は、副町長、防災担当課長の順位でこれを代行する。

## 3 伝達方法

避難指示発令の住民等への伝達方法は、防災行政無線（同報系）、サイレン、緊急速報メールなど多様な手段を活用する。

## 4 避難指示等の解除基準

避難指示等を発令した場合の解除基準は、津波注意報または津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

# 第6章 津波に対する教育・啓発

津波に関する基礎的な知識、応急対策、避難等について絶えず啓発を行う。

強い地震（震度4程度以上）を感じた場合は、避難指示等を待たず、自主的に直ちに避難するよう啓発する。

また、消防団員、自主防災組織のリーダー、事業所の防災担当者等については、普及啓発やワークショップの運営を担当できる内容の研修を実施するよう努める。

# 第7章 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年一回以上、津波避難訓練を実施する。また、実施後は検討会等を実施し、問題点の検証を行う。